

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について

環境性能の優れた軽四輪自動車等の普及を促進するため、新規登録した日の属する年度の翌年度分のみ軽自動車税（種別割）の税率が軽減される特例措置です。初度検査年月が令和5年4月1日から令和8年3月31日の軽三輪、軽四輪の軽自動車に適用されます。

軽課税率表

			軽課税率（年額）		
			概ね 75%軽減の 軽課対象車	概ね 50%軽減の 軽課対象車	概ね 25%軽減の 軽課対象車
四 輪	乗 用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	対象外	対象外
	貨 物	営業用	1,000 円	対象外	対象外
		自家用	1,300 円	対象外	対象外
三 輪			1,000 円	2,000 円 乗用営業車に限る	2,000 円 乗用営業車に限る

※乗用営業車の概ね 25%軽減対象については、初度検査年月が令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の車両で、令和 7 年度までの適用となります。

軽課対象車両

税 率	軽課対象区分		
概ね 75%軽減	1. 電気自動車 2. 天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス規制適合、または平成 21 年排出ガス規制適合かつ平成 21 年排出ガス基準より窒素酸化物 10%以上低減達成車）		
概ね 50%軽減	★★★★（平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車または平成 30 年排気ガス基準 50%達成車）のガソリン車またはハイブリット車	令和 12 年度燃費達成基準 90%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	乗用営業 用に限る
概ね 25%軽減		令和 12 年度燃費達成基準 70%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	